

令和 8 年度

業 務 番 号.....委教施 第 8-49 号

.....三沢高等学校野球場（防球ネット等）改修.....測量・設計業務委託

特 記 仕 様 書

1. 設計図書に対して質問がある場合は青森県教育庁学校施設課あてに質問書を入札執行日5日前の12時00分までに提出して下さい。
2. 回答書は入札執行日3日前の12時00までにFAXで回答します。
(上記1. 及び2. の日数には、土日及び祝祭日は含みません。)
3. 回答は、質問書を提出した会社を含め全社に通知します。
4. 質問書提出以外の問い合わせには回答いたしません。
(電話による質問や来庁での質問等のご遠慮願います。)

.....三沢 市 松原町二丁目 地内

青森県教育庁学校施設課

第 1 章 総 則

第1条 共通仕様書等の適用

本業務の施行にあたっては、青森県県土整備部制定「測量業務共通仕様書」、「地質調査・土質調査業務共通仕様書」、「設計業務等共通仕様書」、「用地調査等業務共通仕様書」によるほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

第2条 委託業務日数又は履行期限

1. 業務日数 — 日
2. 履行期限 令和 9 年 1 月 15 日

第3条 照査技術者

本業務については照査技術者を配置すること。

第4条 打ち合わせ等

設計業務着手時、設計業務の主要な区切り及び設計業務完了時において行う打ち合わせは、4 回とする。設計業務の主要な区切りは、監督員との協議によるもの とする。

なお、設計業務着手時及び設計業務完了時の打ち合わせには、管理技術者及び照査技術者が立ち合うものとする。

第5条 測量・設計業務計画

本業務における業務計画書は、第1回打ち合わせ後、速やかに提出するものとする。

第6条 資料の貸与

貸与する図書及びその他の関係書類は下記のとおりとする。

松原町地区道路整備事業（市道松原5号線）設計図面（三沢市）

その他、調査員との協議により必要と認められた資料

第7条 履行報告

受注者は、契約書第 15 条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

第8条 「参考資料」

特記仕様書の外に提示する「参考資料」は、指名参加業者の迅速な見積もりに対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意して下さい。

第 2 章 業 務 内 容

第 1 条 測量作業条件・設計条件

測量作業条件及び設計条件は、下記のとおりとする。

工 種 作 業 条 件

本業務は、三沢市道松原 5 号線の道路拡幅事業（松原地区道路整備事業）に伴い、三沢高等学校野球場の一部が事業範囲となっていることから、その範囲内にある施設（防球ネット等）の移設・改修及び野球場内の排水計画に係る測量業務及び設計業務を行うものである。

1. 測量業務

（1）基準点測量

（2）現地測量

（3）路線測量

2. 設計業務（野球場改修設計）

（1）与条件の確認及び調査

与条件や基本設計の把握と整理、適用設計条件や設計基準の確認、関連機関との調整内容の確認、現地細部確認調査

（2）実施設計の検討

設計内容の整合性確認、安全性・機能性に関する検討と設定、施工性・市場性に関する検討と設定、維持管理性に関する検討と設定、既存施設の保存・撤去・再利用に関する検討と設定

（3）実施設計図の作成

実測平面図に基づいた実施設計平面図の作成、各種施設の構造図の作成、その他必要な設計図の作成

（4）数量計算

図面および工事仕様書に基づく施工数量や材料の計算、実施設計の検討に伴う応力や容量の計算

（5）概算工事費の算出

土木工事積算基準や公表されている単価、見積り徴収による単価に基づいた工事費の算出

（6）照査

基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査、設計方法や設計手法の妥当性の照査、成果品の内容の適正照査

第2条 BIM/CIMの活用について

(受注者希望型)

本業務は、「青森県県土整備部所管土木事業におけるBIM/CIM活用実施要領」に基づき、受注者の希望により3次元モデルを活用できるものとする。

3次元モデルの活用を希望する場合は、業務受注後、調査職員と目的、活用内容、仕様及び費用等について協議すること。

費用は、発注者が必要と認めるものに限り設計変更の対象とする。

第3条 その他

- － 1) 完成検査の予定については、実施予定の前月15日までに予定日を調査職員に報告のこと。
- － 2) 色彩等の景観の検討については、青森県景観条例に基づき、「青森県公共事業景観形成基準」及び「青森県景観色彩ガイドプラン」を遵守しなければならない。
- － 3) 防犯に配慮した環境の検討については、「防犯に配慮した設計ガイドライン」を遵守しなければならない。
- － 4) 「青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例」(青森県リサイクル製品認定制度)第9条第1項の規定により制定された、「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」を遵守しなければならない。
- － 5) 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- － 6) 本業務は、ウィークリースタンス等の実施対象業務である。実施にあたっては、「県土整備部発注設計業務等におけるウィークリースタンス等の実施について」に基づき、受発注者相互に協力し取り組むものとする。

<整備企画課HP><https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

- － 7) 本業務では、情報共有システムを利用することを原則とする。

なお、システムの利用に適さない場合は、調査職員との協議によりシステム利用の対象外とすることができる。

情報共有システム利用基準 <整備企画課HP>

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

第 3 章 成 果 品

第 1 条 成果品の提出

成果品は共通仕様書で定める他、次のものを提出すること。

1. 報告書

(1) 電子媒体 (CD-ROM)1 部

(2) 紙媒体 (簡易なファイルにとじたもの、図面含む)1 部

2. その他

(1) 現地調査写真集部(報告書電子媒体に含む)

.....

.....

.....

.....

.....

設計業務等に関する提出書類一覧表

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
学校施設課 契約担当	業 務 工 程 表	契 約 後 14 日 以 内	1	3 条
学校施設課 契約担当	管 理 技 術 者 通 知 書	契 約 後 遅 滞 な く	1	10 条
調査職員	業 務 履 行 報 告 書	毎月 1 回、調査職員の指定日	1	15 条
調査職員	完 成 届	業 務 を 完 了 し た と き	1	32 条
調査職員	業 務 成 果 引 渡 書	引 渡 の と き	1	32 条
調査職員	請 求 書	引 渡 の と き	1	33 条

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
学校施設課 契約担当	照 査 技 術 者 通 知 書	設計図書で定められている 場合、契約後遅滞なく	1	11 条
学校施設課 契約担当	管理(照査)技術者変更通知書	変 更 の 都 度	1	10 条・11 条
調査職員	貸 与 品 借 用 書	貸 与 時	1	16 条
調査職員	貸 与 品 返 還 書	返 還 時	1	16 条
調査職員	履行期間の変更請求書	変更を必要とするとき	1	23 条
調査職員	部 分 使 用 同 意 書	発注者が部分使用を請求したとき	1	34 条
調査職員	指定部分に係る（又は、引渡 部分に係る）業務完了報告書	設計図書に定められた期日	1	38 条

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	業 務 計 画 書	契 約 締 結 後 14 日 以 内	1	1112 条
調査職員	業 務 打 合 簿	そ の 都 度	1	(契)2 条 (仕)1110 条他

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	担 当 技 術 者 届	担当技術者を定めた場合	1	1109 条
調査職員	担 当 技 術 者 変 更 届	そ の 都 度	1	1109 条
調査職員	照 査 報 告 書	業 務 完 了 後	1	1108 条
調査職員	身 分 証 明 書 交 付 願	必 要 な 時	1	1116 条
調査職員	事 故 報 告 書	事 故 が 発 生 し た と き	1	1132 条
調査職員	新 技 術 活 用 計 画	NETIS 登録技術の活用を希望するとき	1	1139 条
調査職員	活 用 効 果 調 査 票	業 務 完 了 後	1	1139 条
調査職員	生 産 性 向 上 提 案 書	後段階の設計において 一層の生産性向上の検討の 余地が残されている場合	1	1209 条